

静岡市議会基本条例（案）

第 1 章 総則

（目的）

この条例は、市議会に関する基本的事項を定め、市議会の役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

市議会は、市の唯一の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言をする機関として、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。